〇高速自動車国道 松山自動車道における消防無線設備等に関する協定書

日本道路公団四国支社(以下「甲」という。)と大洲地区広域消防事務組合(以下「乙」という。)とは、高速自動車国道松山自動車道大洲北只インターチェンジから西予宇和インターチェンジまでの間において、甲が設置した消防無線設備等の使用、維持管理について、次のとおり協定を締結する。 (適用範囲)

- 第1条 この協定を適用する消防無線設備等の位置及び範囲は、別添図に示すとおりとする。 (消防無線設備等の定義)
- 第2条 消防防災無線設備等は次の各号に掲げるものとし、乙はこれを使用できるものとする。
 - 一 消防用無線機
 - 二 消防用無線機を使用するために必要な回線及び遠隔通話制御装置
 - 三 トンネル内漏洩同軸ケーブル及び共用器

(免許申請及び検査等)

- 第3条 消防無線設備等にかかる消防無線の運用周波数は、152.81MHzとする。 (維持管理等)
- 第4条 消防無線設備等の維持管理については、乙が行うものとする。なお、乙が行う定期点検の際には、甲が現場立会いを行うものとする。

(障害の発生等)

第5条 消防無線設備等に障害等が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相互に連絡するものとする。 2 甲の責に帰することができない不可抗力による一時的に送信機能停止については、甲は責任を負 わないものとする。

(その他)

- 第6条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲、乙協議して定める ものとする。
 - 本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、甲1通乙1通を保有するものとする。

平成16年4月30日

- 甲 日本道路公団四国支社 支社長
- 乙 大洲地区広域消防事務組合 組合長